

## 地球温暖化対策に関する普及啓発資器材貸出要領

### 1 目的

地球温暖化対策に関して県民に周知するための普及啓発資器材の貸出しについて、必要な事項を定めるものとする。

### 2 貸出機関

普及啓発資器材の貸出しは、秋田県生活環境部温暖化対策課が行う。

### 3 貸出対象

貸出しの対象は、県の機関、県内市町村、学校、企業及び地球温暖化対策に関する普及啓発活動に関わる個人又は団体とする。ただし、政治・宗教の宣伝目的その他の貸出しが適当と認められない場合を除く。

### 4 貸出物品

貸出しする普及啓発資器材は、別記「貸出普及啓発資器材一覧」のとおりとする。

### 5 貸出方法

- (1) 普及啓発資器材の借受け希望者は、貸出申請書（別紙様式）を温暖化対策課に提出するものとする。
- (2) 温暖化対策課は、前項による申請が適当と認められるときは、希望者に対して、普及啓発資器材を貸出すものとする。
- (3) 借受者は、温暖化対策課から普及啓発資器材を直接受け取り、使用後は、責任をもって速やかに返却するものとする。
- (4) 貸出しに伴う搬入及び搬出は借受者が行うものとする。

### 6 貸出期間

貸出期間は、原則として10日以内とする。

### 7 料金

無料とする。

### 8 損害賠償

貸出期間中に普及啓発資器材を紛失、汚損又は破損した場合、現品を原状に修復又は機能、規格及び価格が相当すると認められる同等品をもって弁償しなければならない。ただし、災害など借受者の責に帰することができない事由による場合は、この限りでない。

### 9 その他

- (1) 借受者は、第三者に転貸してはならない。
- (2) データの2次加工は禁止とする。

### 附則

この要領は、令和6年1月15日から施行する。



(様式)

年 月 日

(あて先)

秋田県生活環境部  
温暖化対策課長

団 体 名

代表者名

地球温暖化対策に関する普及啓発資器材貸出申請書

地球温暖化対策に関する普及啓発資器材貸出要領に基づき、次の普及啓発資器材の貸出しを受けたいので申請します。

希望する 普及啓発資器材 の貸出番号・区分		
使用目的		
使用場所		
期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 ( 日間*) ※原則として10日以内	
申 請 者 (担当者)	住 所	〒
	所 属	
	職氏名	
	T E L	
備 考		

※ 普及啓発資器材の貸出番号と区分は要領別記「貸出普及啓発資器材一覧」を確認の上、記入してください。